

労働組合の原点と組合員教育

高知短期大学教授 芹沢 寿良

▽本当に組合運動に展望はないか

本誌編集部の問題提起はつぎのようなものである。

「……労働組合はもう展望がないのでしょうか。そうでないとしたら何が問題で、どうすればよいのか。かなり根本的なことがらが問われなければならぬのかも知れません。何が問われているとお考えでしょうか」

この種の問題提起は近年多少のニュアンスの違いはあっても労働組合運動の周辺にいる人々から、また当事者の組合幹部や活動家の人々からもよくなされており、そしてそれらをめぐる論議もだんだん深刻さを増しているように思われる。

戦後四〇年たった今日の労働組合運動が、とくに全労協を中心にナショナルセンターをまきこんだ多数派があらゆる運動領域で後退を続け低迷していることは、少しでも過去に労働組合運動が国民各層の中心的存在として積極的に活動した時期を知り、また事態を冷静に直視することのでき

る者であれば何人も否定することはできないであろう。

今日の状況を示す指標としてあげられるのが、労働組合組織率の連続的な低下、組合無関心層の増大（とくに青年労働者層の組合離れ）、ストライキの激減、「ストなし春闘」の連敗、労働組合運動の社会的指導力のいじりしい低下といったことなどである。これらに加えて最近きびしく指摘されているトップリーダーたちの「現実主義」の名による政府・財界との異常な交流と協調的関係の深まりも、その重要な指標となるであろう。

労働組合運動が全体的に活性化しているとき、労働者の労働組合への結果が進んで組織率を引き上げ、青年労働者も組合活動に積極的に参加してその行動力を発揮し、さらに要求実現のためのストライキ闘争の高揚をもたらすことは、わが国の運動の歴史的な経験からしても明らかである。組織的な行動力を発揮してたたかう労働組合運動が存在するとき、それは勤労諸階層の要求闘争をはげまし、指導的な影響力と権威を高めて国民的連

帯を前進せしめることにもなるのである。

さて私も地方にいて労働組合運動に強い関心をもちつつ、「戦後最低の状況」といわれる運動の現状を深く憂慮している者の一人である。今日の状況はおそらく当分続くものとみななければならぬが、しかし徐々に力量を強めつつある運動の階級的潮流と、主流派の内部に存在し持続的に活動力を保持している自覚的な活動家集団が組織的な相互協力を発展させていくなかで、労働組合運動全体の階級的再生は着実に勝ちとられていくであろうと考えている。この点で法政大学の中林賢二郎教授が、労働組合運動の状況を「戦後最低の状況」ととらえながら、「だが、運動がたえず歴史的な生成・発展をとげるものである限り、それが『最低の状況』にあるということは、同時に運動が新しい転機を迎え、目にたない所においてであれ新しい運動の萌芽が準備され、あるいはすでに姿をあらわしていることを意味している」（『日本の労働組合運動の将来について』「これからどうなる日本・世界・二十一世紀」四二三ページ）と述べ、今後を展望していることに同感するものである。

労働組合運動の階級的潮流は、とくにこの数年の、労働戦線の「統一」問題にたいして、その本質を「反共的右翼的再編」ときびしく批判し、労働組合の「原点」にたち返って組織と運動を強化し、本来の意味での統一を追求するよう繰り返し強調してきた。階級的潮流を代表する引聞博愛運輸一般委員長は近著『革新統一と労働組合運動——組合活動の活性化のために』のなかでも、こ

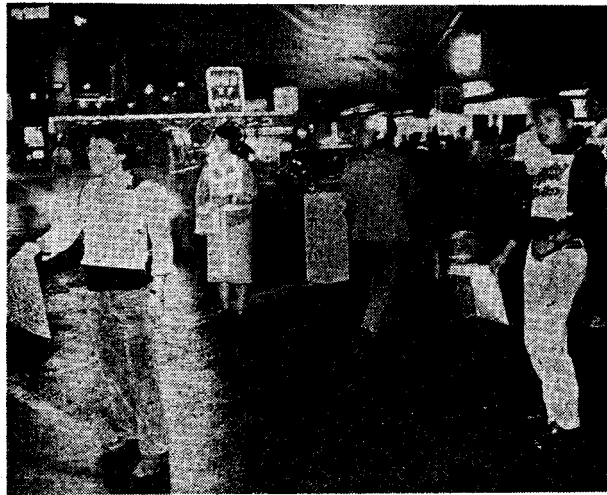
の点の決定的な重要性を指摘している。

▽全民労協・堅山発言と「原点」論

新聞報道によると、最近開かれた全民労協第四回総会において堅山利文議長がその挨拶で、全民労協を「民間統一母体としての地歩がますます高まった」と評価し、その一方で「労働運動も組織率の低下や組合離れにたいして運動を原点にさかのぼって見直す必要がある」と述べたとのことである。堅山氏がここの「原点」としてどのようなことを念頭においていたのかもろん定かでないが、正確な意味での労働組合運動の「原点」であったとすれば、このこと自体当然とはいえないへん重要な意義をもつ提起であり、それが今後、具体的にどのようにおこなわれていくのか注目したいと思う。「原点」にさかのぼって全民労協の路線と組織、そして運動が厳格に点検され見直されるとすれば、現状にたいして否定的な評価が出されることになるろう。

私も労働組合運動にたいして「原点」にたち返り、そこから路線・組織・運動の全面的な検討、見直しをおこない、そして今日の情勢とそれとの労働者および勤労諸階層の状態と要求、さらに主体的な力量などを科学的にとらえて強力な団結と広範な統一を実現できる運動を再構築されるよう求めたいと思う。

「原点」とか「初心」という言葉は労働組合運動の分野にかぎらず、さまざまな組織なり運動なりが多事多難な状況に直面し混迷するとしばしば提起されるが、その意味は意外に正確にとらえら



れていない場合が多い。

社会科学者の高島善哉氏のつぎのような「原点」のとらえ方が参考になるろう。やや長いが紹介しておきたい。

『「原点に帰れ」には二つの意味があると考えられる。第一の意味は、理論的な原点という意味である。物事の原理・原則について考えるというか、それもそもその大もとである出発点に帰っ

て考えてみるという意味である。それは眼前の状況におぼれたり、埋没したりすることなく、そもその本筋は何かということについて考えてみよう、ということ、一言で言えば、理論的に正しい目を持っていうことに帰着する。

『「原点に帰れ」にはもう一つの意味がある。それは歴史的・時間的に振り出しへ戻って考えてみるという意味である。人間や社会の出来事は時とともに変化し、はじめは前向きであったものがやがては後向きになったり、はじめはなかみの充実したものやがては形だけの空虚なものとなることがある。そうしたときに、たえず新しいもの新しいものと追いかけていくだけでは物事の生きた実質がつかまれなくなる恐れがある……何かがまちがってはいしまいか、何かおかしくはないのか、こうした疑問なり懷疑なりの感じから、このことが発せられたのであって、それはもう一度、物事が誕生した当初の時点に立ち返って見直そうとする態度を示している。言うなれば、理論的なルーツではなくて、歴史的なルーツを求める心なのである』

高島氏はさらにこの「理論的なルーツと歴史的なルーツは別物ではなく」多事多難な時代、混迷の時代を的確につかむためには「二つのルーツはいやおうなしに結びつかなければならぬ」としているのである（『社会科学の再建——人間と社会を見直す目』一八一—二〇ページ）。

このような視点で労働組合運動の「原点」を理論的歴史的に認識してみれば、それはすでに多くの人々によって指摘され強調されているように、

労働組合の要求にもとづく大衆的団結、労働組合の階級的自主性——資本、政府、政党、宗教組織からの独立、労働組合の民主性——組合民主主義の確立と実践、要求実現のための資本、政府との闘争、勤労諸階層との統一、広範な統一行動の組織化と展開、といったことになるであろう。

私はこれらについていくつかのことを「日本の労働組合運動にいま必要なことはなにか——労働組合の自主性・民主性の確立」(『日本の労働組合運動』第一巻「労働組合運動の根本問題」所収)という論稿でとりあげたのでお読みいただければ幸いである。

▽組合員教育とその「原点」

ここではこれらに関連する別のことにについて若干書いておきたいと思う。

戦後四〇年、二二世紀へあと一五年という現時点で、労資関係、労働組合運動の分野で二二世紀を展望した構想づくりの論議が主として財界や右翼的潮流の側でおこなわれているが、財界はともかく労働組合運動の内部から提起されている労働組合論は、どこからみてもその理論的・歴史的原点を完全に否定し、また戦後民主主義と労働組合運動の貴重な制度的成果を放棄するようなものになっているように思われる。たとえば労働問題専門誌が報ずる商業労連の二二世紀型労働運動へのシナリオ(仮題)が「労働組合は、働く人びとによって構成された職業人団体として、働く人びとおよび家族の生活と心の豊かさを追求するとともに、最適社会づくりに貢献する」(『二二世紀の労働像』をめぐって「労働リーダー」一九八五年八月号)などという労働組合の新しい定義は、その一例といえよう。

労働組合の幹部・活動家が労働組合運動の「原点」を学び、それに立脚した路線、組織、運動を再構築していくことの今日の重要性はあらためていうまでもない。と同時に労働組合運動の「原点」について個々の組合員にたいする教育はいっそう重視され系統的におこなわれていく必要がある。「原点」の修得は学習、教育がなによりも基本である。この「原点」を自覚した組合員の自発的な結集と組織的な実践に支えられて、労働組合運動の基礎的な力量は形成される。

くわしく今日における組合員教育の実情を知っているわけではないが、右翼的潮流の労働組合はこの点の教育をゆがめているか、あるいはほとんどおこなっていないかといつてよい。富士政治大学の教育内容をみれば明らかであろう。階級的潮流の労働組合のこの面の教育はもっとも重視されすぐれた成果をあげているが、その系統性・持続性という点で十分とはいえないように思われる。それぞれの組織と運動の実態に応じた教育システムを確立する努力が続けられているが、職場の一般組合員にたいする教育の方法はその労働と生活と関心に即してさらに工夫される必要がある。

組合教育の内容についてさらに注文をつけるならば、憲法上の労働基本権に関する教育と同時に労働者個人にも保障されている市民的・政治的自由と人間の尊厳に関する教育を徹底させることで

ある。労働基本権の根本的な前提、基礎をなすものが、人間の尊厳と市民的・政治的自由であり、これらが尊重され全面的に確立されるとき、労働基本権も牢固としたものとなり、労働組合の団結も強化されるという相互関係にあることが、正しく教育される必要がある。

ところが、全般的に人間の尊厳と市民的・政治的自由に関する教育は弱く、右翼的潮流の労働組合ではまったく欠落させられている。この点の教育が労働組合運動の「原点」教育と結合されておこなわれるならば、民主主義と人権感覚の豊かなそして階級的自覚をもった労働者が数多く生みだされ、労働組合の積極的自覚的な担い手となつて、資本の民主主義と人権の不法不当な抑圧と弾圧をそう簡単には許さなくなるであろう。

日本共産党は、最近再び「職場の自由と民主主義のあらたな前進」を強調し、『新・職場の自由十カ条』を提起したが、大衆的な前衛政党としては当然とはいえ、政党がこのようなものをあえて提起しなければならぬところに、わが国の大企業社会を支配する独占資本の反動性と労働者にたいする反民主的な専制的支配を規制し対抗しない大企業組合の後退性が端的に示されている。『新・職場の自由十カ条』の内容はいかなる労働組合においても確認され、断固として擁護されなければならないものである。独占資本の支配する企業社会に自由と民主主義を確立させていくことは労働組合運動の活性化と再生にとって、また日本社会の民主的発展にとって決定的な意義をもつ課題といえよう。まさに「もし工場の内部に民主主義が

ないとすれば、国の民主主義はないのである」（ウィットリオ）。

もう一つ教育内容についていえば、男女平等問題の教育を重視することである。

婦人労働問題、男女差別問題の学習・教育は、これまで労働組合の婦人部活動のレベルで取り組まれてきたが、国際婦人年および「国連婦人の十年」運動の展開やその過程で生みだされた「女性にたいするあらゆる形態の差別撤廃条約」や「家庭責任を有する男女労働者に関する条約」、さらには「西暦二〇〇〇年に向けて女性の地位向上をめざす将来戦略」などは、従来程度の対応ではとうてい解決できない重要な課題を提起しており、婦人労働者が増大を続けるなかで、労働組合運動が男女平等問題をより広い視点で総合的にとらえその力を結集して取り組むことを求めているといつてよいであろう。

とすると組合員教育において男女平等問題、婦人労働問題を重視し、婦人労働者にたいしてのみでなく男女労働者にたいする組合員教育の主要な柱の一つとして位置づけ、系統的におこなっていくことが必要である。これらと結合させて男女雇用機会均等法、改正労働基準法、パートタイム労働対策要綱、労働者派遣事業法などの批判的な教育が必要であることはいうまでもない。また労働時間短縮問題の取り組みにも家事・育児にたいする男女労働者の共同責任の視点が貫かれなければならないであろう。

ここで男女平等問題についてふれたついでに、労働組合の婦人部活動について最近感じているこ

とを書いておくと、これまた実情を正確に反映しているわけではないので外れであれば御容赦願うほかないが、婦人部レベルがとりあげる課題も運動も従来の枠を出ず、また婦人労働者が職場以外の家庭・地域において置かれている状態が正確にとらえられず、さらに今日の婦人労働者の諸課題を労働組合全体の課題に、婦人解放運動全体の共通した取り組み課題にしていく力量を備えていないように思われる。婦人解放運動のかつてない歴史的な発展のなかで労働組合運動における婦人労働者と婦人部の脱皮と発展は、今日とくに重要ではないかと思う。

新たに職場に参入してくる婦人労働者を組織化し、その家庭・地域をふくむ全生活上の要求を取り上げ、それらの解決のために組織の力量を強め、労働組合組織のなかで正当な位置と権限をもった婦人部を確立し発展させていくこと、労働組合の各級機関と役員に相当数の婦人労働者を選出し、組合民主主義の担い手となってその民主的革新のために努力することなどが求められているといえよう。運輸一般の引問委員長がさきの著書で「女性の活動家の養成と幹部の抜擢」を提起しているが、これらの点にかかわって有意義である。婦人労働者の側からの積極的・自覚的な対応を期待したい。

▽幹部の世代交替と「現実主義」

今日、各レベルの労働組合組織において幹部活動家の交替が進んでいるが、企業別の組織形態をとるわが国の場合は企業定年制と結びついて、あ

るいは「組合定年制」によって今後も一定の周期性のもとに確実にその交替問題をかかえることになり、したがって幹部活動家の交替と後継者養成の問題は重視し、必要な対策を追求してゆく必要がある。

私は、こうした状況が進むなかで、階級的潮流と自覚的な活動家集団の粘り強い奮闘によって主流派のなかに労働組合運動の「原点」をそれなりにふまえ、団結と統一の必要性を理解した新しいタイプの「幹部・活動家」が生まれ、指導力を発揮し、これまでとは異なる運動状況をつくりだすことに一定の期待をいだいている。現状ではこのことは困難といつてよいが、しかし労働組合運動をとりまく客観的な諸条件の変化と発展、階級的・民主的勢力の奮闘、それらの結果として生みだされてくる組合員の欲求や組合意識の変化がすめば、けつして不可能なこととはいえないであろう。

主流派内部のこうした新しいタイプの若い勢力によって方針上明確にかかげられている反共主義や、方針上明確にはしていないが、運動のなかで実際的にとる反共主義的対応、あるいは組合幹部や組合員のなかに根強く存在している反共的偏見がとり除かれていくならば、労働組合の民主主義的団結は大きく発展し、組合力量が飛躍的に強化されることは確実である。

このような反共主義路線や体質の清算と改善がただちには困難であるとしても、ヨーロッパ諸国の多くの労働組合のように、労働者階級と勤労諸階層の利益にとって緊急かつ重要な課題が提起さ

れ、それになりたい共同のたたかいかいかなる傾向の労働組合からであろうともよびかけられた場合、「路線の相違」を不問に付して積極的に参加するようにならば、それは画期的な前進といつてよい。いうまでもなくそのような統一行動の発展は独占資本と政府にたいする巨大な圧力となるのである。主流派によって進められている今日の労働戦線「統一」運動において決定的に欠落させられているのが、この観点である。

わが国の右派労働組合運動の内部に、労働組合運動の「原点」をふまえ、伝統的な反共主義のしがらみを大幅にとり除き、発想を大きく転換させて、こうした方向を追求する新しいタイプの組合幹部・活動家が今後進む交替期の過程で出現し、層として形成されることを期待したいのである。いうまでもないが、階級的潮流の側でも避けられない幹部・活動家の交替期のなかで理論・政策・運動・指導の面で原則性と柔軟性に豊み、自主的な思考力と決断力を備えた有能な幹部・活動家を抜擢、育成して、新しい状況に対応できる態勢を確立することが必要であろう。

すでに与えられた紙数がオーバーしているが、最後に、最近広く労働問題を対象とする研究者のあいだに「現実的」ということで政府の労働政策を評価する一方、労働組合運動の「原点」をふまえ労働者状態を調査し、その分析結果を基礎に要求や政策を作成してその実現をめざしている組織と運動を「非現実的」とやゆする傾向が、男女雇用機会均等法問題や労働者派遣事業法問題をめぐ

る議論のなかでかなり目立つようになっていることについて、ひとことふれておきたい。

これらの研究者たちに共通している点は、労働組合運動の階級的潮流も右翼的潮流も十把一からげにしてそれになりたいする不信感・絶望感を表明し、現状改革にたいする労働組合運動の無力性を過度に強調して、原則的な立場にたった要求と運動を「非現実的」「観念的」といつて批判し、政府の労働政策を基本的に容認する自己の理論的、政策的立場を正当化しようとするところにある。

そして結局は、政府の労働政策を大枠において認めて実現可能な修正要求をもって対処すべきだと主張するのである。こうしたことが各国の労働組合運動の歴史的な経験のなかで確立された闘争原則、とりわけ社会政策闘争の原則をまったく無視したものといつてよいであろう。

政府の反動的な労働政策を批判し、労働者の生活と権利を確実にまもる政策的方向を追求している労働組合から、こうした研究者たちにニセ「現実主義」というきびしい批判が出されるのは当然のことである。今日ほど政府・財界の一体となつた労働政策の推進にたいして、その背景や狙い、イデオロギーを科学的に分析し徹底した批判を加え、実態把握にたった基本的な要求と原則的な闘争戦術をもって対処し、たたかひの過程で生みだされる具体的な状況から現実的な展望と目標を設定して要求の基本的な実現をはかることが重要であろう。男女雇用機会均等法や労働者派遣事業法をめぐる対抗の経過はその教訓を示しているように思われる。

労働問題の改善・解決にとって労働組合運動の存在と展開が不可欠と考える研究者は、現実の労働組合運動の状況と動向を的確にとらえ、とくに労働組合運動の「原点」にたつて階級的利益の実現と擁護のためにたたかっている潮流とその周辺を注目していくことが必要であろう。そして労働問題の調査、研究、討議をできるかぎり集団的に進め、その理論・政策面における成果を運動主体に提起し、実践的な運動面でも必要な助言と協力をおこなっていくことである。

近年、この労働問題の調査研究にたいして、とくに右翼的潮流の支配下にある民間大企業労働組合の非協力や妨害がおこなわれているが、わが国における科学的な労働問題研究の発展のためには、労働組合はいかなる立場、傾向の研究者にたいしても寛容で公正、民主的であることを願うものである。外部の調査・研究にたいする労働組合の閉鎖性は、労働問題のみならず、学問研究の自由かつ公平な発展をさまたげ、ひいては日本の民主主義の危機をいっそう深める役割の一端をになうことにもなりかねないと考える。